

かんおんじ

農業委員会だより

令和4年4月1日
発行

第19号



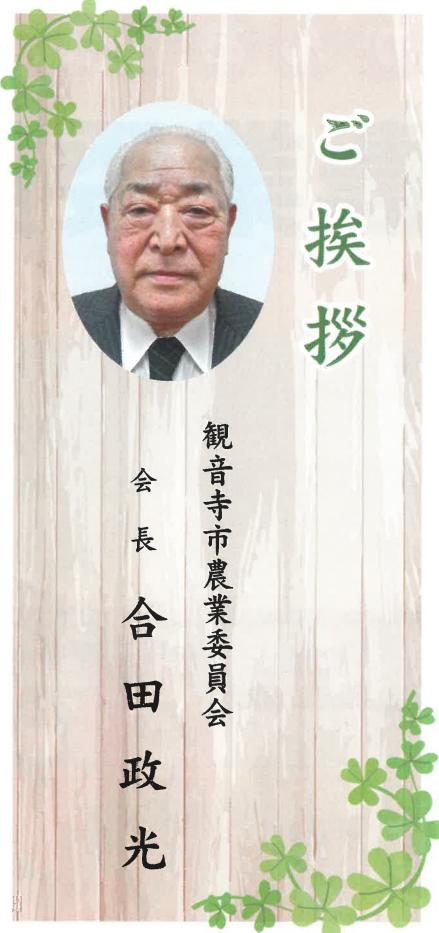
おおひら
大平やさい 株式会社
(大野原町)

大平尚志 代表 (前列左から3人目) と
従業員の皆さん



持続可能な
みらい
農業を目指して!!

ご挨拶



観音寺市農業委員会

会長 合田政光

平素より、農業委員会活動にご理解を賜わりまして、厚くお礼申しあげます。この度、新しく選任されました農業委員による初の農業委員会総会におきまして、委員皆様方のご推举をいただき、会長をお引き受けすることとなりました。もとより微力ではございますが、3年間の任期を本市農業の発展のため全力を傾注していく所存でございます。

さて、昨今の農業・農村を取り巻く状況は、米をはじめとする農産物価格の低迷や資材価格の高騰、天候不順等による打撃を受けており、また、高齢化の進行や担い手の減少による生産現場の人手不足、耕作放棄地の増加等、農地の利活用が年々減少しております、大変

厳しいものとなつております。さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大についても終息が見通せず、農業者にとっては、事業継続や立て直しについての計画が描けない状況が続いております。

このような中、国においては、令和3年に「人・農地など関連施策の見直し」について取りまとめが公表されました。食料の安定供給の確保と食料自給率の向上を図りつつ、輸出の促進、高収益作物への転換、スマート農業の実装等、農業の成長産業化や所得の増大を進めていく上で、生産基盤である農地について、健全性を図りながら、持続性をもつて最大限利用されれるよう人・農地及びその関連施策の具体的な対応方向が示されて

います。

一方、香川県の農政においては「香川県農業・農村基本計画」(令和3～7年度)が策定されました。

意欲ある担い手の確保・育成と生産性の向上による「儲かる農業」の実現、安全・安心な農産物の安定供給と県民と農業・農村のつながり強化、多面的機能の發揮と農村を広域的に支える新たな動きや

活力の創出を基本方針に、農業者をはじめとする県民や関係機関と協働で具体的施策に取組むものとしています。

農業委員会としましても、農業

委員と農地利用最適化推進委員とが連携し、引き続き「農地等の利用の最適化の推進」(担い手等への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進、遊休農地や違反転用の発生防止・解消)に誠実に取り組んでまいります。

これからも、持続的農業展開の一助となるべく、これらの農業施策を推進するとともに、地域に根ざした農業委員会活動に取り組んでまいりますので、農業者の皆様におかれましては、一層のご支援とご協力を願い申し上げます。

全国農業新聞を購読しましょう

お申し込みは農業委員会へ



週刊 金曜日発行

(原則4回)

月 700円

年 8,400円

- ・様々な問題にじっくり・鋭く！
- ・旬の情報で経営を支援
- ・くらしに役立つ情報を提供
- ・地域の元気の秘訣を取り上げます
- ・農業の面白さや楽しさを子供たちに！
- ・皆さんの地域の身近な情報も掲載

荒廃農地の解消を目指して

農業委員会では、農地利用最適化推進委員が農業委員と連携して、農用地の利用状況調査（農地パトロール）を実施し、荒廃農地の解消・防止活動を行っています。農地の利用についてお困りの際は、農業委員や農地利用最適化推進委員にご相談ください。

毎年、春から秋にかけて「近隣の農地に草が伸びているため、市から土地の管理者に草刈りの依頼をしてほしい」との相談がありますが、市が民事的な事項に対応したことで、かえって近隣関係がこじれた案件が発生しております。農地の管理者が不明な場合は、農業委員会が確認し、管理者宛に「指導通知書」を送付いたしますが、あくまで任意であることをご理解ください。
農地の管理者におかれましても、適正な管理をお願いします。



！野焼きは原則禁止されています！

最近、住宅地の拡大等に伴い市役所に農地での野焼きに関する苦情が多く寄せられています。
農業を営むためにやむを得ないわら焼き等は例外として法律で認められていますが、大量の煙や臭いが発生することにより周辺の生活環境に支障を与えると判断された場合は指導の対象となりますのでご注意ください。

農林水産課からのお知らせ

農林水産課 TEL.23-3931

鳥獣害対策について

集落に加害鳥獣がやってくるのはエサがあるからです。

人にとって価値のないものも鳥獣にとってはエサとなるものが数多くあります。

それらを適切に管理することが鳥獣を農地に引き寄せない第一歩です。



○ 農地をエサ場にしない

- ・ 収穫しない野菜や果樹は農地に残さない
- ・ 家庭から出た生ゴミを農地や庭先に放置しない
- ・ 稲刈り後のヒコバエや雑草はすき込み、発生を抑える

○ 放置された果樹を伐採もしくは管理する

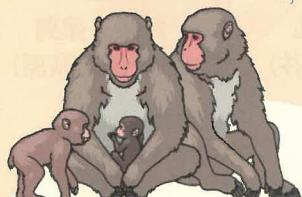
- ・ 誰も収穫せず放置された果樹は出来る限り伐採する
- ・ 地域の合意により放置果樹の剪定や収穫を行う

○ 人家やお墓の周辺にエサとなるものを放置しない

- ・ 軒下の干柿・干芋は、動物の手が届かないようにする
- ・ 果物や菓子などのお供えは、墓参りが終った時点で持ち帰る

○ 農道の法面や畦の雑草を刈り取る

- ・ 共有地等の雑草は隠れ場所になるので除草する



観音寺市農業委員会の新体制がスタート!

任期満了に伴い、新たな農業委員と農地利用最適化推進委員が選任されました。
任期は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間です。

農業委員（19名）



富田 敏弘
(柞田町)



高橋 啓二
(中田井町)



高橋 章
(植田町)



森川 敏博
(高屋町)



会長 合田 政光
(八幡町)



石川 豊
(大野原町大野原)



山岡 都男
(粟井町)



篠原 元良
(池之尻町)



豊田 敏計
(新田町)



大西 恒利
(柞田町)



小出 由弘
(大野原町丸井)



斎藤 律男
(大野原町萩原)



藤岡 光夫
(大野原町井関)



久保 省治
(大野原町大野原)



高橋 昌寿
(大野原町中姫)



合田 朝子
(観音寺町)



田中 光雅
(豊浜町和田)



大西 哲治郎
(豊浜町和田)



石川 太郎
(大野原町花稻)

農業委員及び農地利用最適化推進委員 担当区域一覧

| 地区 | 区域 | | 農地利用最適化 推進委員 | 農業委員 |
|--------------|----------------------------|--------------------|-----------------|--------|
| 觀 音 寺 | 觀音寺町 | | 川崎 雅義 | 合田 政光 |
| | 高屋町 | 明上、明下、岡東、岡西 | | 安藤 貢 |
| | | 西上、西下 | | 小林 啓三 |
| | 室本町 | | | 森川 敏博 |
| | 植田町、出作町 | | 林 貴弘 | 高橋 章 |
| | 流岡町、村黒町 | | 岡田 浩三 | |
| | 本大町、中田井町、古川町、吉岡町 | | 篠原 秀宜 | 高橋 啓二 |
| | 柞田町 | 油井、山田、黒渕、干拓 | | 牧野 隆司 |
| | | 上出、中出、下出、北岡 | | 高橋 和実 |
| | | 大畑、玉田、下野、山王、八丁 | | 高橋 良幸 |
| | 木之郷町 | | 請川 博行 | 大西 恒利 |
| | 原町 | 三條（小字） | | 西山 孝 |
| | 新田町 | | | 豊田 敏計 |
| | 原町 | 三條（小字）以外 | | 横山 武義 |
| | 池之尻町 | | | 篠原 元良 |
| | 栗井町 | 出晴、信末、本庄、常次 | | 杉山 敏英 |
| | | 奥谷、竹成、上野 | | 安藤 雅信 |
| 大 野 原 | 八兵、辻、宮ノ下、大鞘、高松、上杉林、下杉林、下木屋 | | 石川 隆三 | 石川 豊 |
| | 白坂、屋敷、四軒屋、瀬後、石砂、豆塚 | | 大山 雅久 | |
| | 十三塚上、岡之塔、残水 | | 井下 震二 | 久保 省治 |
| | 十三塚中、十三塚下、札場、林、下林 | | 井下 建司 | |
| | 中姫 | | 森 重利 | 高橋 昌寿 |
| | 五郷 | | 宮崎 肇 | 藤岡 光夫 |
| | 萩原 | 大造、高尾、大福、大道、上中、下中 | | 横山 清志 |
| | | 早本、中村、道上、笠松、寺家 | | 菱藪 健司 |
| | 福田原、青岡 | | 眞鍋 善行 | 齊藤 律男 |
| | 丸井 | | 藤川 和夫 | |
| | 花稻 | | 有明 優義 | 小出 由弘 |
| | 有明 優義 | | 石川 太郎 | |
| 豊 浜 | 和田浜、姫浜 | | 合田 智志 | 田中 光雅 |
| | 和田 | 本村、岡、直場、道溝、林、大平木 | | 藤原 保夫 |
| | | 梶谷、院内、大坪、長谷、雲岡、野々池 | | 大廣 敏弘 |
| | 箕浦 | | 横内 義久 | 大西 哲治郎 |
| 中立委員（担当区域なし） | | | | 合田 朝子 |

香川県農地機構を活用しましょう！

公益財団法人香川県農地機構では、担い手への農地利用の集積・集約化を進めるため、「助成金の対象となる①貸借事業（事前登録が必要）」と「税金や融資の面で優遇措置のある②売買事業」を用意しています。

① 農地貸借の仕組み

機構が、離農者や規模縮小農家等から農地を借り受け、経営規模の拡大を図る担い手や新規就農者等がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付けします。



●農地集積専門員が、農業委員会事務局に常駐しておりますので、お気軽にご相談ください。

② 売買事業の仕組み

機構が、離農農家や規模縮小農家等から農地を買い入れ、規模拡大を志向する認定農業者等に対して、農業委員会と連携し、面的利用集積に配慮して農地の売渡しを行います。



お問い合わせ先

| 内容 | 所属 | TEL |
|------------------|------------------------|--|
| ①貸借事業に関すること | 農地集積専門員 (農業委員会事務局内) | 23-3948 |
| ①貸借事業の助成金に関すること | 農林水産課 | 23-3931 |
| ②売買事業に関すること | 農業委員会事務局 | 23-3948 |
| 農地中間管理事業全般に関すること | (公財)香川県農地機構 | 087-831-3211 ホームページ https://kagawa-nk.jp/ |



柿久保久美子



大喜多幸治

農地の所有者と借受希望者の間に入って、貸借をまとめています。
管理にお困りの方、また、農業経営の規模を拡大しようとする担い手の方は、ご相談ください。

農地集積専門員

3つ

農業者年金の 3つのメリット

メリット
1

女性に優しい

- 奥様も単独で入れます。
- 女性農業者の長い老後をしっかりサポートします!
- 女性農業者の老後の安心は自分で確保
- 家族経営協定で保険料補助**も

メリット
2

若年層には 手厚い政策支援 (保険料補助)

- 国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、
- 39歳までに加入
- 農業所得が900万円以下
- 認定農業者で青色申告者等を満たせば受けられます

メリット
3

税制面で 大きな優遇

- 支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となります

加入前

夫のみ加入の場合



加入後

夫婦で加入の場合



加入前

後継者を
早く独立
させたいなあ…



加入後



加入前

今年は収入が
良かったけど
税ってこんなに
かかるの?



加入後

保険料を
控除できて
助かるなあ



家族経営協定で働き方改革!

家族経営協定は、後継者や女性が意欲とやりがいを持って農業経営に取り組めるよう役割分担等を明確にし、家族間のルールづくりを目指すものです。

市内では、現在92戸の農家が協定を締結しています。協定に基づき、個々の役割に責任を持ちルールを守って明るく元気な農業に取り組んでいます。

令和2年12月16日に粟井町の斎藤さんご家族、令和3年7月2日に柞田町の秋山さんご家族、豊浜町の川上さんご家族、令和3年12月24日に八幡町の岩田さんご家族の4家族が市農業委員会会長、西讃農業改良普及センター所長の立会いのもと家族経営協定を締結しました。なお、川上さんご家族と岩田さんご家族については経営移譲による協定書の見直しを行いました。



▲斎藤さんご家族
(粟井町)

▲秋山さんご家族
(柞田町)

▲川上さんご家族
(豊浜町)

▲岩田さんご家族
(八幡町)



収入保険でもしものときに備える コロナ禍での農業収入減少も補てん

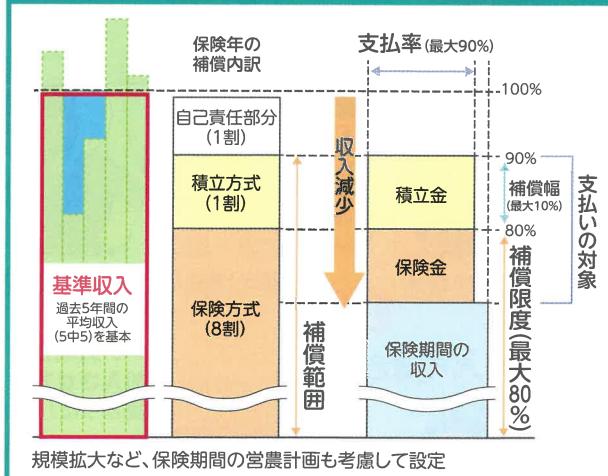
収入保険は、自然災害や価格低下だけでなく、けがや病気など農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償します。さらに、コロナ禍による出荷制限や労働力不足での収入減少も補償の対象です。収入保険は国が行っている公的保険です。国が保険料と事務費の50%、積立金の75%を負担する手厚い補助があります。

保険期間（個人1月～12月、法人は事業年度）の農産物の販売収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補てんします。基準収入が1千万円の農業者は、農業収入が9百万円を下回ったときから支払い対象となります。（右図参照）

新規加入申し込みは、保険期間が始まる前月まで。個人は12月末日までです。

(図) 収入保険の補てん方式と支払いのイメージ

5年間の青色申告実績があり、最大の補償割合を選択した場合



補償の下限を設定した、掛け金の安いタイプもあります。

《お問い合わせ》

香川県農業共済組合 三豊支所
電話：25-2482

農地の売買や転用には許可が必要です!! ~許可申請はお早めに~

農地を耕作目的で売買・貸し借りする場合や農地を農地以外に用途変更する場合は、農業委員会または県知事の許可が必要となります。

許可を受けずに耕作以外の用途に使用している場合は違反転用となります。また、農地を埋立し盛土をする場合にも、農業委員会への届出、または一時転用の許可が必要です。

耕作目的の売買等（農地法第3条）

◆農地を耕作目的で売買等により取得する場合は、市農業委員会の許可が必要です。

(対象地の肥培管理が行われていないなど、現況が農地でない場合は対象となりません。)

農地転用（農地法第4・5条）

農地を農地以外のものに用途を変更（一時的なものを含む）する場合、県知事の許可が必要。

【用途変更の例】住宅、車庫、工場、倉庫、資材置場、駐車場、道路など

【一時転用の例】現場事務所、資材置場、残土置場、農地造成(1,000m²以上)など

| | |
|--------------|---|
| 転用許可が必要となる土地 | 登記地目が農地(田、畠)であれば、耕作の有無に関わらず必要。 登記地目が農地以外であっても、肥培管理が行われているなど農地としてみなされる土地(課税上、農地として取り扱われている)であれば必要。 |
| 申請前相談 | 用途変更の内容によっては、別の手続きが必要となる場合がありますので、計画が具体化した時点で早めに市農業委員会事務局までご相談ください。また、農業振興地域内の農用地は、農用地区域から除外できないと転用できません。農地が農業振興地域内の農用地か否かの確認は、農林水産課(TEL23-3931)までお問い合わせください。 |
| 無断転用の解消のお願い | 過去において、農地法の規定を知らずに未申請の状態(登記地目が田、畠)で用途変更されている場合は、事後申請となります。転用手続きを行ってください。 |

○申請から許可までの流れ

| | 農地転用(4・5条) | 耕作目的の売買等(3条) |
|-------|--|-----------------------------|
| 申請締切 | 毎月5日締切で受付(※休日の場合は前開庁日) ※令和4年12月については1日(木)となります。 | |
| 審議 | 毎月20日頃に開催する市農業委員会定例会で審議し、県知事に進達 | 毎月20日頃に開催する市農業委員会定例会で審議し、許可 |
| | 広面積等は県農業会議へ諮問 | |
| 許可書交付 | 県知事より市農業委員会事務局経由で申請者へ | 市農業委員会会長より市農業委員会事務局経由で申請者へ |
| 処理期間 | 概ね2か月 ※申請地が農業振興地域内の農用地である場合は、農用地区域除外申請日から起算し、転用許可までは4か月程度かかります。 | 概ね1か月 |

！農地の相続等の届出のお願い！

農地法第3条の3の規定による届出

相続などによる農地の権利を取得した方は、農業委員会にその旨を届出することが必要です。

【申請等に必要なもの】

相続したことが確認できる書面（登記簿謄本など）

農地の賃借料情報

令和2年11月から令和3年10月までに、農業経営基盤強化促進法により実際に締結された賃貸借契約のデータを基に、賃借料水準(10a当たり)を集計しています。

なお、賃借料を設定する場合は、当事者間において十分協議のうえ、決定してください。

(田の部)

| 公告された地区名 | 賃借料 (単位:円／10a) | | | データ数(筆数) | 使用貸借(筆) |
|----------|----------------|--------|--------|----------|---------|
| | 平均額 | 最高額 | 最低額 | | |
| 觀音寺 | 観音寺 | 5,700 | 8,000 | 4,300 | 5 |
| | 高室 | 5,200 | 7,000 | 3,000 | 13 |
| | 常磐 | 6,000 | 11,500 | 3,000 | 59 |
| | 一ノ谷 | 5,900 | 12,600 | 2,200 | 36 |
| | 柞田 | 7,500 | 14,000 | 2,900 | 53 |
| | 木之郷 | 6,900 | 10,200 | 3,000 | 26 |
| | 豊田 | 5,800 | 10,000 | 2,700 | 13 |
| | 栗井 | 6,700 | 14,200 | 3,500 | 24 |
| 大野原 | 五郷 | 9,000 | 10,000 | 5,000 | 5 |
| | 萩原 | 8,400 | 17,700 | 3,600 | 50 |
| | 小山 | 8,000 | 13,200 | 2,800 | 33 |
| | 下組 | 10,100 | 16,000 | 4,000 | 33 |
| | 上之段 | 5,700 | 10,300 | 2,200 | 50 |
| | 花稻 | 10,100 | 16,000 | 4,000 | 33 |
| | 中姫 | 9,700 | 18,600 | 3,800 | 63 |
| | 紀伊 | 5,600 | 11,300 | 2,600 | 20 |
| 豊浜 | 姫浜 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 4 |
| | 和田浜 | 10,600 | 15,000 | 5,000 | 15 |
| | 和田 | 10,200 | 18,300 | 3,800 | 57 |
| | 箕浦 | 10,100 | 13,200 | 5,900 | 5 |
| 合計 | | 7,800 | | 597 | 953 |
| 全設定のうち | | | | (39%) | (61%) |

(畑の部)

| 公告された地区名 | 賃借料 (単位:円／10a) | | | データ数(筆数) | 使用貸借(筆) |
|----------|----------------|--------|-------|----------|---------|
| | 平均額 | 最高額 | 最低額 | | |
| 観音寺市内全地区 | 6,700 | 12,400 | 2,300 | 30 | 41 |

1 データ数は、集計に用いた筆数です。(賃借料の発生している利用権設定)

2 使用貸借とは、無償の利用権設定です。

3 地域の賃借料平均に比べ著しく高額又は低額な案件(±70%)は参考データから除いています。

4 賃借料を物納支給(米)としている場合は、1俵(60kg)当たり9,300円に換算しています。

5 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。



【お問い合わせ先】 観音寺市農業委員会事務局 TEL. 23-3948



今回の表紙は、「コロナの影響で社員数も減少したが、生産面積を維持できているのは今いるメンバーのおかげです。」と話す、大平やさい株式会社の代表大平尚志さんと従業員の皆さんです。

大平やさいは、平成26年に設立し、現在では、レタスやロメインレタス、スイートコーン、玉ねぎなど八品目を生産しています。肥料の配合からこだわるなど、消費者に「ファン」になつてもらえる美味しい野菜づくりを心がけています。

また、適切な農場管理の世界的標準となるグローバルギャップを取得。食品安全・労働環境・環境保全に配慮した農業に取り組んでいます。

今後はさらに経営面積を拡大しながら、担い手の育成・雇用の創出など、地域と共に持続可能な農業の実現を目指しています。

表紙の写真